

協定書

平成、年 月 日

以下の免許人はお互いにより免許人間で通信を行うことに同意する。
また、これを行うことによる一切の不利益等には関知しないこと、
通信は該当無線局の目的に係る事業または業務の範囲内であること
及び他人の通信を媒介することになるものでないこと(非常・災害
に関する通信を行う場合を除く。)を確認する

記

免許人 (甲)

(乙)